

令和元年6月4日
都市整備局都心再生課

「関内駅周辺地区駐車場整備ルールの策定について」に関する
意見公募結果について

関内駅周辺地区駐車場整備ルールの策定について、平成31年4月10日から同年5月15日まで意見公募したところ、計2件の御意見をいただきました。

つきましては、お寄せいただいた御意見と、それらに対する本市の考え方について、別紙にとりまとめましたので、公表いたします。

そして、このたびの意見公募結果を踏まえて、「関内駅周辺地区駐車場整備ルール」を令和元年6月4日から施行します。詳しくは下記のホームページをご確認ください。

- ・横浜市都市整備局都心再生課「関内駅周辺地区駐車場整備ルールについて」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/toshin/genshichoshagaikutou/chusyajyo.html>

今後とも、横浜市政に御協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

別紙

No.	御意見の内容	御意見に対する横浜市の考え方
1	<p>いいと思います。駅前には空き駐車場がいっぱいあります。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえて、関内駅周辺地区の駐車場整備ルールを作成しました。今後、これに基づき関内駅周辺地区の駐車場整備を推進していきます。</p>
2	<p>開発に伴う駐車場整備台数については、大店立地法に基づく横浜市基準（原単位）が非常に大きく、特に都心臨海部においては実態と大幅に乖離しており、都心部の貴重な空間を駐車場に充ててしまうほか、民間事業者への投資を呼び込むための高いハードルとしていると考えられます。</p> <p>また、昨今の自動車分担率の減少、自動車の所有から利用（シェアリング等）への変化のみならず、技術革新に伴う自動運転化やMaaSの実現等、さらなる駐車需要の減少も見込まれると考えられます。</p> <p>このような環境の中で、駐車場台数の減免に関するルール策定については、都心部の限られた空間を魅力的に有効活用することや、関内駅周辺への民間投資の誘発等、同地区の活性化に寄与するもので、歓迎すべきと考えます。</p> <p>一方、今回のルールの詳細については、「横浜市大規模小売店舗立地法運用要項に基づく必要駐車台数と附置義務駐車台数をそれぞれ確保」することが求められておりますが、前者の駐車台数が横浜市大規模小売店舗立地法運用基準の表に記載の原単位を基本とするならば、引き続き実態との乖離が残り、大幅な改善は見込めないと考えます。</p> <p>エキサイトよこはま22駐車場整備ルールを適用する案件については明確に個別協議を行うものと同運用基準に記載があります。また、最低整備台数も附置義務駐車台数となっています。本地区においても同様な配慮が必要と考えます。ご検討のほどよろしくお願いたします。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえて、関内駅周辺地区の駐車場整備ルールを作成しました。</p> <p>なお、本ルールは、関内駅周辺地区における交通環境や駐車場の利用状況の変化、エリアマネジメント組織の発足等、周辺状況の変化を見据えて、必要に応じて見直しを検討していきます。</p>